一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町田峯字野平一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の二から一の五まで、字庄ノ津八の二・八の六三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八の三、八の七一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月二十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村古真立字ドノウツ一三の一、字宮ケ獄五の六、字千尋七の一、一五、字松島下一三の一、一六の二、設楽町東納庫字松山四の一二、四の一四、五の一、五の五、津具字五六　一の八七、東栄町大字振草字古戸釜中二の二、二の三、三、五の三から五の五まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村富山字正森八の八、設楽町小松字丸瀬一の三（国有林）、一の一、三、田口字添沢一五の二九八から一五の三〇一まで（以上四筆国有林）、一五の二八、一五の五七、一五の七一、一五の七三から一五の七五まで、田峯字川入一の二九、一の四〇、東栄町大字振草字下粟代丸山八、一〇から一七まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月二十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字中設楽字崩五一の一四（国有林）、二二の一、二二の三、二二の四、二二の六、二三、三〇、四〇、四一、四七の一、四七の三、四九、五〇、五一の一、五一の三、五一の六、五二の一、五三、大字振草字古戸越太和六の三・一五の三から一五の五まで（以上四筆国有林）、一の一、一の二、二から五まで、五の一、六の二、七から一四まで、一五の一、一五の二、三〇、三二の二、三三、三五の一、三五の二、三六、三七、豊根村上黒川字下津川一〇、字柿ノタモ一九の六、二〇、二一、字シットハ二五の四、下黒川字宝地六の二から六の四まで、一三の三、一三の八、三沢字松葉一六の一、一六の三、一八の一、二八の三、二〇の二、二〇の五、二一の四、字山住四五・四九の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四六、四八の五、四九の五、設楽町津具字金山九の二六・九の二七・九の二九（以上三筆国有林）、一から六まで、六の一、七の一から七の五まで、八の一、八の二、八の五から八の一三まで、八の一五から八の二四まで、九の二、九の四、九の五、九の七から九の一九まで、九の二二、九の二八、田峯字子ダハ一から五まで、八、二一、二二、二四、二四の一、二五、二九の一、字西貝津一〇、一一の一、一九の一から一九の三まで、清崎字入九、一二、一三、一四の一、一五の一、一五の二、一六、一八、一九、二〇の二、二二の一から二二の三まで、字井戸上六の一、六の二、七、七の一、七の二、一〇の一、一一から一六まで、一七の一、一七の二、一八、二〇、二二、二三、二四の一、二四の二、二六の一、二六の二、二七、二八、東納庫字川宇連山一の三三、一の八〇、一の八五、一の八六、一の八八、一の八九、一の九五、一の九七、一の九九、一の一一、一の一二、一の一七から一の一九まで、一の一二一、一の一二二、一の一二五、一の一二六、一の一三〇から一の一三二まで、一の一三八、一の一四一から一の一四六まで、一の一五九、一の一六八、一の一七〇から一の一七二まで、一の一七七、一の一八五、一の一八六、一の一八八から一の一九〇まで、一の一九三、一の一九五、一の一九六、二の三、二の五、二の一六、二の二一、二の二三、二の二四、二の二六、二の三〇、二の三二、二の三三、二の七五、三の一五、三の一六、三の一九、三の六五、三の七七、三の七八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月二十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十三年六月二十五日農林水産省告示第八百四十号（二、四及び五に係るものに限る。）、昭和五十八年八月十二日農林水産省告示第千四百二十号（一、四から六に係るものに限る。）、昭和五十八年二月十六日農林水産省告示第百七十一号（一、四及び五に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月二十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年七月二十日農林水産省告示第千二百四十五号（国有林に係るものを除く。）、昭和五十七年十二月十七日農林水産省告示第二千五十九号、昭和五十七年七月六日農林水産省告示第千百二十四号、昭和五十七年七月六日農林水産省告示第千百十四号、昭和五十七年十二月十七日農林水産省告示第二千五十八号、昭和五十七年十二月二十一日農林水産省告示第二千九十五号、昭和五十七年二月十五日農林水産省告示第三百十一号（一に係るものに限る。）、昭和五十七年六月十二日農林水産省告示第九百四十五号、昭和五十七年一月三十日農林水産省告示第二百二十八号、昭和五十七年一月二十七日農林水産省告示第二百五号（一に係るものに限る。）